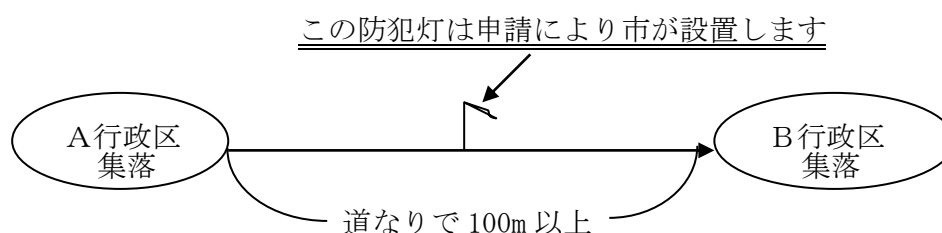


市による防犯灯設置制度

1 制度概要

市では、下記の条件を全て満たす道路に防犯灯を設置する制度を設けています。環境負荷の低減等を図るため、LED灯を設置しています。

- (1) 異なる行政区に属する集落同士の距離が道なりで 100 メートル以上離れている場所（集落最後の家の敷地から 10 メートル以内は行政区での対応をお願いします。）



- (2) 既存の防犯灯及び道路照明灯など防犯灯の代わりとなる照明器具から道なりでおおむね 80 メートル以上はなれた場所
- (3) 犯罪が発生し、または発生するおそれがある場所
- (4) 通学路（通学以外においても一定以上の通行量があるものに限る。）または夜間における歩行者等の通行があり、公共性が高い場所

2 申請方法

設置を希望される場合は、別添の『防犯灯設置申請書〔様式第 1 号(第 6 条関係)〕』に必要事項を記入し、下記の書類を添付して提出してください。

- ①防犯灯設置希望場所の位置図（住宅地図など、周囲 100 メートルの状況が分かる地図）
- ②防犯灯設置希望場所の写真

※ 現地調査の上、設置可否の判断をさせていただきます。

3 提出先

生活環境課または各振興局市民福祉課

4 申請期間

毎年 4 月初めから約 2 か月間